

学生アルバイト紹介について

2011年4月1日
広島修道大学生生活協同組合

1. アルバイト求人のお申し込み

- アルバイト求人の受付は、本年4月1日（金）より広島修道大学生生活協同組合（以下、当組合と記載）がおこなっています。
- アルバイト求人のお申し込みは、下記の「修大アル場」サイト、もしくは下記のいずれかの方法でお申し込みください。
尚、本年5月お申し込み分より、求人票の掲載が有料になりますのでご了承ください。
（3. アルバイト求人票の掲載料金をご覧ください。）
- 初めて申し込みされる場合は「会社概要」を提出いただく場合もありますのでご了解ください。

※アルバイト求人票をFAXや郵送で取り寄せをご希望の場合は当組合にご連絡ください。

窓口	広島修道大学生生活協同組合 本部 広島修道大学キャンパス内 月～金曜日10:30～16:00 *土・日・祝日は閉店です。 ※学生による代理求人申し込みは受け付けておりません。
修大アル場サイト	http://shudai-aruba.com/company/
FAX	FAX : 082-830-1372
郵送・持参	〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1丁目1番1号 広島修道大学生協本部 修大アル場サポート 宛
問い合わせ先 (TEL)	TEL : 082-848-1097

2. アルバイト求人の掲示

- アルバイト求人票は「修大アル場」サイトへの掲載と生協パティオホールにあるアルバイト紹介掲示板に掲示します。
- 掲示期間は受付日から1ヶ月が基本です。引き続き掲示を希望される場合は改めて申し込みをお願いします。
- 掲示期間中に募集人数を充足した場合や、雇用条件が変更となる場合は直ちに連絡をお願いします。

3. アルバイト求人票の掲載料金

修大アル場広告料金表

掲載期間	1掲載
1ヶ月	*3,000円
2週間延長	プラス1,500円

*Webからご登録いただいた方限定の価格です。

*「アルバイト求人票」によるお申し込みの場合は、3,000円の掲載料金が3,500円になります。

4. 紹介

- 広島修道大学では、学生アルバイトは、経済上の理由あるいは貴重な就業体験を得るという目的のためにおこなうものであるため、学生の本分である勉学に支障をきたさない範囲で認めることとなっております。その為、別掲「[アルバイト職種制限基準](#)」に該当する職種については申し込みをお断りしています。

5. 学生の応募・採用

- ① アルバイトを希望する学生は、「修大アル場」サイト、または掲示されているアルバイト求人票を見て、直接電話等で求人者（アルバイト先）に連絡をとることとしております。（当組合あるいは大学からの紹介状は発行いたしません。）
- ② 学生から連絡・訪問があった場合は、学部・学科・氏名・連絡先電話番号等を確認の上、就業（雇用）条件を再確認し、雇用内定をしてください。
- ③ 学生が初めて出勤した時は「学生証」を提示させ、身分を確認してください。（留学生がアルバイトをする場合、「資格外活動許可証」が必要ですので、必ず確認してください。）
- ④ 雇用条件等については文書により明示してください。（9. 学生の雇用契約 参照）

6. 勤務時間

- 学生のアルバイト時間は学業に支障をきたさないよう、必ず 22 時迄に終わるようお願いいたします。
- 留学生については、下記のとおり勤務時間数制限がありますのでご注意ください。

【授業期間中】

- ① 正規生（学部学生、大学院生） 週 28 時間以内
- ② 非正規生（研究生、特別聴講生） 週 14 時間以内

【休業期間中】

1 日 8 時間以内

7. 賃金の支払い

- 短期雇用の場合は、作業終了日にまとめて支給するのが一般的です。ただし、学生の中には経済的事情で日払いを望む場合もありますので、御配慮ください。
- 長期雇用の場合は、週払いか月払いが比較的多いようですが、作業終了日より後日の払いにならざるを得ない時は、求人申し込み又は学生を採用する時に明らかにしておいてください。
- また、賃金は現金で直接かつ全額払いが原則です。銀行口座振込みは本人が希望しなければ利用出来ないという点にご注意ください。
銀行口座振込は次の 3 つの条件全てを満たしている事が必要です。
 - ① 労働者の意志に基づいているものであること
 - ② 労働者が指定する本人名義の預金又は貯金の口座に、所定の賃金支払い日に出し得る状況で振り込まれること
 - ③ 労働協約に別段の定めがあること

8. 学生の再雇用

- 以前雇用した学生を再度採用したい時には、当該学生に直接連絡され、雇用条件について

双方合意の上再雇用されることは差し支えありません。

9. 学生の雇用契約

- 常時労働者が10人以上いる事業所が、1人1日でもアルバイトを雇用する時は、厳密に言えば、そのアルバイトについて適用される就業規則がなければなりません。これには勤務期間・賃金・勤務時間・安全・訓練・災害補償等の重要な労働条件を明示することが、労働基準法で義務付けられています。

10. 学生の災害補償

- 労働者を雇用する事業所は、すべて「労働者災害補償保険」に加入しなければならないことになっており、学生のアルバイトであっても一般の労働者と同じように適用になります。